

丸亀市女性人財リスト事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸内中讃定住自立圏域内（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）の各分野で活躍している女性を、丸亀市女性人財リスト（以下「女性人財リスト」という。）に登録するとともに、登録された女性に対し、政策・方針決定の場である各種審議会等をはじめ圏域内市町及びその他が実施する諸活動へ参画する機会を提供する女性人財リスト事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 女性人財リスト事業の実施主体は、丸亀市とする。

(登録要件)

第3条 女性人財リストに登録ができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 瀬戸内中讃定住自立圏域内（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）に現住所又は勤務先等を有する満18歳以上の女性
 - (2) 審議会等の委員として活動する意欲がある者又は各分野で専門的な知識があり、活動実績のある者若しくは資格を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当する者は対象としない。
- (1) 政治活動又は宗教活動を主な活動目的とする者
 - (2) 暴力団員又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者
 - (3) その他市長が適当でないと認める者

(登録方法)

第4条 前条の規定による登録は、女性人財リスト登録票（様式第1号。以下「登録票」という。）に必要事項を記入し、市長に提出することにより行うものとする。

- 2 市長は、登録票の提出があったときには、これを審査し、女性人財リストへの登録の可否を決定したときには、女性人財リスト登録(非登録)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。
- 3 審査にあたり、必要に応じて身分証明書の提示や、面接を求めることができる。

(女性人財リストの登録)

第5条 市長は、前条第2項の規定により、申込者を女性人財リストに登録することを決定した時には、女性人財リスト登録者一覧(様式第3号。以下「登録者一覧」という。)に申込者に係る事項を登録するものとする。

- 2 登録者一覧の掲載事項は、「氏名、居住市町村、連絡先、所属団体、職業分野、専門・得意・活動分野、諸活動等」とする。
- 3 登録者による虚偽の申請が明らかになった場合は、登録情報の修正及び抹消をすることができる。

(登録の期間)

第6条 女性人財リストの登録期間は、登録した日から前条の規定により登録台帳に登録された者(以下「被登録者」という。)から抹消の申出があった日までとする。

2 前項の申出は、女性人財リスト登録抹消申出書(様式第4号)により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は被登録者が第3条に掲げる登録の要件を満たさなくなったときには、当該登録者の登録を抹消することができる。

(登録内容の変更)

第7条 被登録者は、登録の内容に変更が生じたときには、速やかに市長に申し出なければならない。

2 前項の申出は、登録票により行うものとする。

3 被登録者が登録内容の変更を申し出たときは、市長は速やかにこれを変更するものとする。

(情報の管理者)

第8条 登録された女性人財リスト情報の管理者(以下「管理者」という。)は、総務部人権課長とする。

2 管理者は、登録者一覧の個人情報の取扱いについては、厳重に管理しなければならない。

3 管理者は、登録者一覧を総務部人権課男女共同参画室にて保管し、活用を図るものとする。

(登録者一覧の利用)

第9条 登録者一覧の利用を希望する者(以下「利用者」という。)は、管理者に女性人財リスト利用申込書(様式第5号)を提出するものとする。

2 管理者は、利用者から登録者一覧の利用申出があったときは、次のいずれかに該当する場合に限り、その利用を認めることとする。

(1) 国、県、市町村等における審議会等の新設又は改選に際し、女性委員の候補として適切な者を求めているとき。

(2) 前号のほか、国、県、市町村、その他の団体等において、諸活動の推進のために適切な人材を求めているとき。

(女性人財リストの公開)

第10条 管理者は、登録者一覧のうち、氏名、専門・得意・活動分野及び被登録者から承諾が得られたその他の情報について、丸亀市ホームページ等に掲載し、被登録者が広く活躍されるよう努めるものとする。

(登録事項等の調査)

第11条 管理者は、必要に応じ、女性人財リスト登録者の現況を調査するものとする。

(庶務)

第 12 条 女性人財リストに係る庶務は、総務部人権課男女共同参画室において行う。

(雑則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか当該事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 2 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 9 日から施行する。